

附属書[1] シー・アンカーの基準

1 救命艇及び救助艇のシー・アンカー

- (1) JIS F3440「船用帆布使用基準」の第6号による円錐型(以下「吹流し型」という。)のものを標準とし、標準寸法は、表1の通りとする。なお、引索の長さは救命艇又は救助艇の3倍、引揚索の長さは引索の長さに3.6mを加えた値とする。

表1

救命艇の長さ(m)	シー・アンカーの口径(cm)	シー・アンカーの長さ(cm)	引索の径(mm)	引揚索の径(mm)
6.70未満	60	105	20	12
6.70以上9.15未満	68	120	24	16
9.15以上	78	180	24	16

- (2) 吹流し型以外の形状のものについては、次に掲げるところによること。
- (i) できる限り軽量かつ小型のものであること。
 - (ii) 海面に投下する際風圧を受けて展開する等の危険性がなく、かつ、容易に投下できるものであること。
 - (iii) 容易に揚収できるものであること。
 - (iv) 曳航中のシー・アンカーの発生する水圧抵抗は、表2により算定した値以上であること。

表2

救命艇の長さ(m)	水圧抵抗(N)
6.70未満	240V ²
6.70以上9.15未満	309V ²
9.15以上	406V ²

備考1. V: 曳航速度(m/s)。なお、1.5m/sを標準とする。

2. 水圧抵抗は、淡水中におけるものとする。

- (v) シー・アンカーは、水中において迅速に水圧抵抗を発生し、かつ、曳航中は安定した姿勢と水圧抵抗を維持できるものであること。
- (vi) 投下及び揚収作業の際に人体に危険を及ぼすような突起物等のないものであること。
- (vii) 荒天時に水中における厳しい環境に耐えられる構造のものであること。
- (viii) 引き索の長さは、シー・アンカーを設置する救命艇又は救助艇の長さの3倍以上あること。
- (ix) シー・アンカーの本体布、張索、引き索等の材料及び加工部は、水圧荷重に耐えるため十分な強度を有すること。

2 救命いかだ用のシー・アンカー

- (1) できる限り軽量かつ小型のものであること。
- (2) 海面に投下する際風圧を受けて展開する等の危険性がなく、かつ、容易に投下できるものであること。
- (3) 容易に揚収できるものであること。
- (4) 曳航中のシー・アンカーの発生する水圧抵抗が、次式を満足すること。

$$F_0 \geq 42.01 \cdot S_r \cdot V^2$$

F₀: 水圧抵抗(N)

S_r: 救命いかだの床面積(m²)

V: 曳航速度(m/s)。なお、1.5m/sを標準とする。

備考 水圧抵抗は、淡水中におけるものとする。

- (5) シー・アンカーは水中において迅速に水圧抵抗を発生し、かつ、曳航中は安定した姿勢と水圧抵抗を維持できるものであること。
- (6) 投下及び揚収作業の際に人体に危険及びいかだ本体に損傷を及ぼすような突起物等のないものであること。
- (7) 荒天時に水中における厳しい環境に耐えられる構造のものであること。
- (8) 引き索の長さは、15m以上であること。
- (9) シー・アンカーの本体布、張索、引索等の材料は、水面に浮遊しないものであること。
- (10) シー・アンカーの本体布、張索、引索等の材料及び加工部は、水圧荷重に耐えるため十分な強度を有すること。
- (11) スイベルその他の策のよじれを防止するための装置が取り付けられていること。
- (12) 進水装置用救命いかだ又は旅客船に備え付ける救命いかだに取り付けるシー・アンカーは、手動のみにより展開するものであること。
- (13) (12)に掲げる救命いかだ以外の救命いかだに取り付けるシー・アンカーは、当該救命いかだを進

水させたときに自動的に展開するものであること。